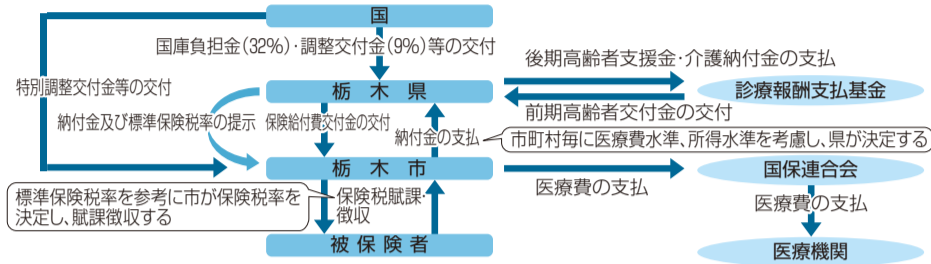


国民健康保険税の税率等が変わります ②

○平成30年度に国保制度改革が行われます

国保加入者は高齢者が多く、医療費水準が高い一方、所得水準が低いと、全国的に財政運営は厳しい状況にあります。そこで、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られます。また、県が財政運営の責任主体となり、市は県に納付金を支払い、県は市に医療費の支払いに必要な額を交付します。この納付金、交付金の仕組みにより、県内国保の医療費負担の平準化が図られます。保険税の賦課、徴収は今までどおり市が行いますが、県が納付金等の額を基に算定した標準保険税率を参考に、税率等を決定することになります。

現在、栃木市をはじめ全国の多くの市町村で決算補填を目的とした一般会計からの繰入れが行われていますが、今回の制度改革により財政基盤の強化が図られることから、計画的、段階的な解消が求められています。



○保険税率等改定の基本的な考え方

一般的に税率等の改定は、数年先の医療費を見越して決定しますが、平成30年度に標準保険税率を参考に税率等の見直しを行う予定のため、今回は平成29年度に必要な保険税額を確保することとして税率等を決定しました。また、本市の課税方式は、所得割、資産割、均等割(人数割)、平等割(世帯割)の4方式を採用していますが、資産割は収益を上げない資産にも課税されるなどの問題があることから、将来的な廃止を見据え、資産割を現行の半分程度に引き下げます。

栃木市国保への一般会計繰入額(決算補填)

年度	繰入額	年度	繰入額	年度	繰入額
平成26年度	863,205千円	平成27年度	223,738千円	平成28年度	766,241千円

※平成28年度は当初予算額

○保険税額の計算方法(平成29年度)

医療保険分 限度額54万円	=	所得割額 ※2 基準総所得額×8.2%	+	資産割額 ※3 固定資産税額×5.0%	+	均等割額 30,000円×加入者数	+	平等割額 1世帯につき26,000円
後期高齢者支援金分 限度額19万円	=	所得割額 基準総所得額×3.0%	+	資産割額 固定資産税額×1.5%	+	均等割額 11,500円×加入者数	+	平等割額 1世帯につき9,000円
介護保険分 ※1 限度額16万円	=	所得割額 基準総所得額×2.6%	+	資産割額 固定資産税額×1.5%	+	均等割額 12,000円×加入者数	+	平等割額 1世帯につき9,000円

※1 介護保険分は40歳以上65歳未満の国保加入者がいる場合
 ※2 基準総所得額は、加入者全員の基準総所得額 基準総所得額 = 前年の総所得額 - 基礎控除33万円
 ※3 固定資産税額は、加入者全員の固定資産税額

○税額のモデルケース

【モデルケース①】

世帯主 45歳 前年総所得227万円(給与収入350万円)、妻 42歳 前年総所得0円、子16歳、子12歳、固定資産税額10万円の場合の保険税額

平成28年度	平成29年度	比較
446,200円	509,600円	+63,400円

【モデルケース②】

世帯主 67歳 前年総所得120万円(年金収入240万円)、妻 65歳 前年総所得0円(年金収入60万円)、固定資産税額 10万円の場合の保険税額

平成28年度	平成29年度	比較
186,300円	198,300円	+12,000円

◆問合先 本 保険医療課 ☎(21)2131 本 市民税課 ☎(21)2263

Happy 子育て

53

子どもの良さを
ふりかえりましょう

いよいよ3月。1年のしめくくりの月です。保育園・幼稚園・学校では、今年度の良かった点・改善点を出し合ったりよい次年度の計画を作り上げるために、「おたよりノート」や『学びの姿』などで子どもたちのよい点や直していきたい点を保護者に伝える月でもあります。修了式の日には、子どもたちは先生からの評価に一喜一憂しますが、子どもたちを通して受け取られた保護者の方も同様であると思います。

学校や園では子どもたちのよりよい成長へつなげるため、一人一人の良さを思い出してそれを言葉や文章で伝えていきますが、ご家庭ではお子さんの良さを伝えていくでしょうか。日々連続する子育てに、しめくくりの月はありませんが、この3月を1年のお子さんをおふりかえり月にして、お子さんの良さをたくさん伝え、褒めてあげましょう。

ただし、言葉だけで一生懸命褒め

たとしてもうわべだけだと受けとられてしまうこともあります。子どもたちが褒められて嬉しくなることは人の感動が伝わってきたときです。「ありがとう」「がんばったね」「上手になったね」という言葉はもちろん褒め言葉ですが、具体的にお子さんの何を認めているのかを、笑顔を見せたりスキンシップをしたりしながら感動を伝えることが重要になってきます。不機嫌な顔の人に「ありがとう」と言われても、その人の感謝の気持ちは、伝わってきませんよ。

大人でも子どもでも、人から褒められると本当に嬉しく感じ、その日一日よい気分が過ぎせたり、やる気も高まったりします。また、家族も含め、人間関係がより親密になってもいきます。お子さんを大いに褒め、お子さんの心を安心感と意欲とでいっぱいにして、新年度や新学期を迎えられるようにしましょう。

本 生涯学習課 ☎(21)2490

相談業務の案内

相談は気軽にどうぞ。相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先
○市民法律相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言)	3月8日(水) 10:00~12:00	西方総合支所/ 西方市民生活課☎(92)0308
	3月10日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122
	3月16日(木) 10:00~12:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○総合相談 (行政・人権・家庭児童・青少年)	3月24日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122
	3月10日(金)24日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122
○宅地建物相談(事前に要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	3月10日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122
○合同相談 (行政・人権・心配・困りごと) ※3月14日は移動県民相談あり	3月14日(火)※ 9:30~11:30	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/ 大平市民生活課☎(43)9211
	3月28日(火) 9:30~11:30	社会福祉協議会都賀支所/ 都賀市民生活課☎(29)1124
	3月21日(火) 13:00~15:00	西方総合支所/ 西方市民生活課☎(92)0308
○市民相談 (日常生活の問題など)	3月8日(水) 13:30~15:30	岩舟健康福祉センター 遊楽々館/ 岩舟市民生活課☎(55)7763
	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎市民相談室/ 市民生活課☎(21)2122
○消費生活相談	月~金曜日 9:00~16:00	入舟庁舎/ 消費生活センター☎(23)8899
○年金相談	3月14日(火) 10:00~12:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○外国人相談	3月18日(土) 20:00~22:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○行政相談	3月24日(金) 10:00~12:00	藤岡公民館/ 藤岡市民生活課☎(62)0905
○人権相談	月~金曜日 8:30~17:15	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎/ 青少年育成センター☎(24)0667 FAX (21)2690
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎/ 青少年育成センター☎(23)6566 FAX (21)2690
○家庭児童相談(0~17歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内)☎(21)2227
○ドメスティック・バイオレンス相談 (配偶者等からの暴力)	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/ 子育て支援課☎(21)2229
○障がい児者相談 (福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止に関する相談)	月~金曜日 8:30~17:15	本庁舎/ 障がい児者相談支援センター(障がい福祉課内)☎(21)2235、(21)2236、(21)2208 FAX (21)2682
○就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00 第1・3土曜日(祝日を除く) 17:00~21:00	栃木動労青少年ホーム☎(22)3113
	第2・4月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00 第1・3土曜日(祝日を除く) 13:00~16:00	大平動労青少年ホーム☎(43)5191

くらしの窓

若者の旅立ちの季節 引っ越しや賃貸住宅のトラブルに注意

春は入学や就職などで初めて一人暮らしをする、お金の管理を始めるといった若者も多いですね。そこで引っ越し、賃貸住宅契約、クレジットカード利用についての注意点を紹介します。

引っ越しの際の注意点

①見積りは複数業者に依頼し、価格だけでなく作業員数や補償等の条件も検討しましょう。口頭で約束した内容は必ず書面で残すようにし、見積りの内金や手数料を要求された場合は、国土交通省HPにある標準引越運送約款を二読することを勧めます。

②梱包用の段ボールの返送料等をめぐりトラブルになることがあります。契約先が確定する前には受け取らないようにしましょう。

③引っ越し作業中、及び作業終了後はすぐに点検し、荷物の紛失や破損、家屋の破損などに気がついたら早めに業者に申し出ましょう。

賃貸住宅契約時の注意点

退去時に原状回復と費用負担でトラブルになる事例が多く見られます。契約前に必ず下見をして部屋の状態や設備等の点検を行い、気になる箇所は写真で残し、退去時にどのような負担があるかを確認しましょう。国土交通省が定めた「原状回復をめぐりトラブルとガイドライン」(国土交通省HP)を参考にすると良いでしょう。

クレジットカード利用時の注意点

クレジットカードでのショッピングやキャッシングは手軽で便利ですが、1回あたりは、少額の利用でも、まとまれば支払額が大きくなりますし、リボ払いは金利手数料が高めで返済が長期になります。気がつけば複数の金融機関やカード会社から多額の借金をして、多重債務に陥ってしまう事にもなりかねません。自分の支払い能力にあった使い方をしましょう。

何かを買う、契約する場合には、他と比較検討し、身近な人に相談する時間を持ち、「今すぐ契約すれば安くします」などの甘い言葉に騙されないよう気をつけましょう。

◆問合先

消費生活センター
(入舟庁舎)☎(23)8899